

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 改定案

平成 22 年 3 月改訂
諸 塚 村

〈目 次〉

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1～5
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型毎の効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
	経営方式の一覧	巻末
	農業経営の指標	巻末
第 3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者等）に対する農用地の利用集積 に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	5
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者等）に対する農用地の利用の集積に関する目標	
2	その他農用地の利用関係の改善に関する目標	
	（1）農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状	5
	（2）今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン	6
	（3）農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関及び関係団体との連携等	6
第 4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	
1	利用権設定等促進事業に関する事項	
	（1）利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	6
	（2）利用権の設定等の内容	8
	（3）開発を伴う場合の措置	8
	（4）農用地利用集積計画の策定時期	9
	（5）要請及び申し出	9
	（6）農用地利用集積計画の作成	10
	（7）農用地利用集積計画の内容	10
	（8）同意	11

(9) 公告	11
(10) 公告の効果	11
(11) 利用権の設定等を受けた者の責務	12
(12) 紛争の処理	12
(13) 農用地利用集積計画の取り消し等	13
2 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項	12
3 農用地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	13
4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
(1) 農用地利用改善事業の実施の促進	13
(2) 区域の基準	13
(3) 農用地利用改善事業の内容	13
(4) 農用地利用規程の内容	13
(5) 農用地利用規程の認定	14
(6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定	14
(7) 農用地利用改善団体の勧奨等	15
(8) 農用地利用調整事業の指導・援助	16
5 農業協同組合が行う農作業の受委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	
(1) 農作業の受委託の促進	16
(2) 農業協同組合に農作業の受委託のあっせん等	16
6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進	

に関する事項	16
7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	
(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	17
(2) 推進体制等	17
第5 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項	17
1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	17
2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	18
3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	
(1) 農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	18
(2) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方	19
(3) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方	19
第6 その他	20
附則	20
別紙1 (第4の1の(1)⑥関係)	21
別紙2 (第4の1の(2)関係)	22
別紙3 (第6の4の関係)	削除
効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標設定根拠並びに平成23年耕地面積推計	27
効率的かつ安定的な農業経営類型の戸数及び耕地面積	28
農業所得及び労働時間の目標	29

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

(1) 地域の状況

(総括)

諸塚村は、宮崎県の西北部に位置し、面積は18,759haである。その内、森林が全体の95%、17,831haを占めている。耕地面積は191haで、山腹谷間に散在し、その多くが小面積の棚田状である。

このため、産業は、木材生産を行う林業を中心に、椎茸、肉用肥育牛、茶、夏の冷涼な気候を利用した夏秋収穫中心の施設園芸を複合的に組み合わせたものが主体である。

近年、木材価格や椎茸価格が低迷しているため、好調な肉用繁殖牛生産や安定した茶及び夏冷涼な気候を生かした施設園芸に関心が高まってきている。特に施設園芸については、標高の高い所にある林地を切り開き園芸団地が4箇所（その内、1箇所は平成20年入植）整備され、夏場の寒暖差を利用した夏秋収穫野菜の栽培が行われている。

(作物毎の状況)

①椎茸

気象条件や地形的条件に適した本村の基幹作物として長い間推奨してきている。近年の生産者の高齢化等による生産量の減や価格の低下に対応するため、村内4箇所に林地を大規模に造成し、人工槽場を整備し、労力の軽減とコスト削減を目標に生産規模を拡大を図っている。

さらに、一定規模以上の生産者には、原木、種駒、乾燥施設、さらに共同選別費の経費の支援を行っている。

また、販売面においても生産履歴の整備充実を図り、差別化に取り組んでいる。

②畜産

従来、少頭飼育農家が多かった中で、飼育農家の高齢化が進み全体頭数が減ってきていたことから、村畜産振興センターを整備し、村全体頭数の確保を図るとともに多頭飼育農家の育成を図ってきた。

さらに、意欲ある農家の畜舎等の施設整備費、さらに優良雌牛の保留確保のための購入費の支援等行ってきた結果、優良牛の比率が飛躍的に向上し市場での評価も高くなってきている。

さらに、昨今の和牛取引価格の高値安定で畜産農家経営の現状は明るい。

③茶

諸塚村の茶園は、山腹の急傾斜地に散在し、面積が狭小であるため機械化等が難しく生産性が低い。しかし、標高が高いことから昼夜の温度差があり、さらに日照時間等も恵まれているという地理的条件から良質茶の生産条件がそろっている。

それに合わせて加工体制も近代的な機械を整備した1つの煎茶工場と4つの釜炒製玉緑

茶工場があり、村内の生葉の加工処理が十分出来る状態になっている。販売については、多くの生産者が消費者との直接相対取引となっており、市場価格よりも良い条件で取引が行われている。

現在、さらなる生産量を確保するために、1番茶収穫後の剪定作業の徹底と2番茶の収穫量を増やす取り組みを推進している。

④施設園芸

夏に冷涼な気候を利用した園芸団地が、標高の高い所にある林地を造成し、諸塚村内3箇所に整備されている。これらの園地では、主にハウレンソウ、ミニトマト、イチゴ、水菜、ホオズキ等が栽培され、夏秋を中心に出荷されている。

さらに、平成20年には、新しい団地が1箇所、標高900m余りの山林を切り開いて造成されることになっており、出荷量が増えることが期待されている。

これ以外にも、集落周辺の既存の農地等に園芸ハウスを設置して、キンカン、ミニトマト、ホオズキ、水菜等が栽培されている。

上記のとおり様々の園芸作物が栽培され、農家の所得向上に繋がってきているが、その取り組み歴史が浅いことで、栽培技術が確立されていないことや圃場面積が限られているために椎茸栽培や林業等との複合経営形態となっていることから、従来の産業の補完的意味合いから脱していない。

⑤その他の作物

諸塚村には肥沃な森林と豊富な降雨量があるため、ワサビ、ゼンマイ、ワラビ、筍、薬草、こんにゃく芋、ソバ等の資源に恵まれている。また、傾斜地で狭小の農地がほとんどであるが、長い間、各家庭で自給野菜の栽培が行われており、農地の管理技術や栽培技術が受け継がれてきている。近年、これらの農産物を直販する体制が整ってきたことから、山菜資源等と合わせて、毎年販売量、額ともに伸びてきている。

さらに、平成13年からは農林家の夏場の収入の補完作物として、ブルーベリー栽培が奨励され、平成18年4月現在で1ha余りの面積になり、出荷も平成17年産から始まってきている。

一方、地域の婦人グループを中心に、山菜等の加工施設も諸塚村内8箇所に設置され、小規模ではあるが、地域性のある加工食品が生産、販売され、地域おこしに貢献している。

(農業構造の状況)

ほとんどの農地が小面積で山腹谷間にある谷地や棚田で散在しているため、大規模な土地基盤整備事業の導入ができないことから、毎年、諸塚村単独で小規模の農地省力化事業を実施して基盤整備を行っているが、まだまだ全体に占める割合はごくわずかである。

こうした現状の中で、耕作者の高齢化や兼業化、さらに後継者の減少が続いており、極近いうちに、農地の遊休化、さらに耕作放棄へと繋がることが予測されている。

これらに対応するために、平成12年度からは、中山間地域等直接支払交付金を活用し、集落ぐるみで農地を守る活動を行っている。この活動を通じて、生産基盤の整や共同利用のための農業機械の導入、農地の情報化等に積極的に取り組みながら農地の流動化を推進

している。

(2) 目標の設定

諸塚村を取り巻く情勢や農業を将来等の情報を収集・分析し、さらに農業経営者（体）の意向を的確に把握した上で、諸塚村は農業経営者（体）を支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

◎農業経営体の育成目標

諸塚村は、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために、次の目標を設定する。

項目	主たる従事者 1人当たり	(参考) 1経営体当たり		
		主たる従事者	補助的家族従事者	計
年間農業所得	340万円	340万円	130万円	470万円
年間労働時間	1,900時間	1,900時間	1,900時間	3,800時間

◎目標を実現するための具体策

①関係機関の連携

諸塚村は、日向農業協同組合（以下、「JA日向」という。）、農業委員会、東臼杵南部農業改良普及センター（以下、「普及センター」という。）等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、日向地域担い手育成総合支援協議会（以下、「担い手協議会」という。）を設置し、農業経営者（体）に適切な経営指導を行う。

さらに、農業経営者（体）はもちろん、既存の集落組織との話し合いの機会を密に設定し、情報の共有化を図る。

②農業経営改善計画の作成

関係機関は、連携を密にした中で、望ましい経営を目指す農業者やその集団及び周辺農家に対し、タイムリーな営農診断、営農改善方策の提示等を行い、各自が主体性を持って将来方向を見極め、具体化のための農業経営改善計画の作成を行える環境を醸成する。

さらに、これらの農業者等相互の連携が図られる体制を整備する。

③農地流動化の推進

適正な規模の経営体の育成を図るため、土地利用型農業による経営を目指す農業者（体）には、農業委員会並びに農業支援センター及び農業協同組合の連携を強化し、流動化対象の農地の掘り起こしを行うとともに、農地の提供者と借り手に係る情報の一元的管理を行い、適切な情報の提供を行うことで、利用権設定の推進を図る。

④農作業受託組織の育成

労働力不足で増えている遊休農地の解消と将来に備えた流動化の対策として、村、並びに農業協同組合及び農林業の担い手の補充を目的として設置された（財）ウッドピア諸塚が連携を図り、農作業受託組織を育成し、受託面積規模の確保に努める。

⑤集約的な経営展開

農地が散在し、しかも小面積であるというデメリットを改善するために、関係機関の指導を受けて、諸塚に合った作型の検討、品種改善による高収益化、さらに新規作目の導入を推進する。

⑥経営体の組織化の推進

効率的な生産単位を育成する上で重要な位置にある生産組織は、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体としても重要な役割を担っている。

各集落単位や集落間、さらに地域を越えた区域での経営体の組織化を推進する。

中でも、諸塚村における自治公民館単位での集落は、日常生活の様々の面で結びつきが強いことや、平成12年度から始まった中山間地域等直接支払交付金の集落協定単位でもあることからこの面での特性を生かし、農地の一体的管理を行う組織としての育成を図る。

出来上がった生産組織の活動を通じて、農業機械のオペレーターの育成、農作業の受委託の促進等を図り、地域の実態に即した生産組織への移行を促す。さらに、経営の効率化と発展性を図る中で、法人化の検討を行う。

⑦地域社会での役割分担

地域資源として重要な農地の維持管理を適切に行うことがコミュニティの維持に繋がることから、地域住民全体に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）、その他諸施策の意義についての理解と協力を求めて行く。

その活動を通じながら、地域社会で共存する小規模兼業農家、自給を中心とした高齢農家、土地持ちの非農家、さらに将来にわたって地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体（以下、「認定農業者等」という。）や多様な作業受託組織との間で、農地の提供者、補助労働力の提供者等の役割分担を段階的に明確にして行く。

⑧農業経営改善計画認定制度の活用

法第12条の農業経営改善計画の認定制度は、本計画の望ましい経営体の育成施策のメインに位置付け、認定を受けた者への農用地の利用集積の推進、さらに各種支援施策の集中的かつ重点的实施に努める。

その他、村や様々の機関が実施する地域振興事業についても、経営体育成の観点から十分配慮するものとする。

⑨指導チームの設置

諸塚村は、普及センター、農業委員会、諸塚村役場産業課職員、JA日向の担当職員等で構成する指導チームを設置し、農業経営改善計画の認定を受けた農業者（体）や今後認定を受けようとする者等を対象に経営診断の実施、経営改善方策の提示等の重点的指導や各種研修会の開催を行いレベルアップを図る。

特に畜産を主体として将来の農業経営計画を立てている認定農業者等については、適切な資金計画で施設投資を行っていくため、上記の指導チームに日本政策金融公庫宮崎支店の参画を求めながら、融資担当窓口担当者等を中心に密度の濃い指導を行う。

また、限られた面積の水田で稲作主体の経営を行ってきた諸塚村において、意欲的な経営を模索している経営者（体）については、集約的作目導入を図る。

そのために、上記の指導チームに市場関係者や県経済連の参画を求め、市場面からの検討を行い、戦略的振興作目を選定した上で、栽培についての重点的指導を行う。

⑩期間満了の認定農業者への対応

農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対して、計画の達成状況の確認と新たな計画の作成の指導を行い、レベルアップを図る。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の状態等に関する営農の類型毎の効率的かつ安定的な農業経営（認定農業者等）の指標

第1の項で示した目標を可能とする認定農業者等の指標として、諸塚村における主要な営農類型について次のとおり掲げる。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者等）に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者等）に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの認定農業者等に対する農用地の利用の集積目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○認定農業者等が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

認定農業者等が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
32% なお、面的集積の目標については、農地利用集積円滑化事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営営む者への面的集積の割合が高まるように努める。	

注) 1「認定農業者等が地域の農用地に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用面積のシェアの目標である。

2 目標年次は、平成23年とする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する目標

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

諸塚村では、急峻な小規模農用地がほとんどのため農作業等の効率化等が図られず、認定農業者等による農地の利用集積は進展していない。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

諸塚村では、今後 10 年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの貸付等の意向が強まるとは予想されるが、受け手となる担い手の不足も深刻であり、現状をいかに維持していくかが課題である。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関及び関係団体との連携等

諸塚村の将来の農地利用のビジョンの実現を図るため、関係機関等との間で農地にかかる情報の共有化を進めるとともに、役場関係各課、農業委員会、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体及び地域担い手育成協議会等による連携体制を整備する。

第 4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

諸塚村は、宮崎県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第 4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、諸塚村農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

諸塚村は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地保有合理化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用調整事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 山間地域の諸塚村においては、特に自治公民館組織を基盤とした集落営農を重点的に推進する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第 18 条第 2 項第 6 号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農業生産法人以外の法人等」という。）を除く）又は農業生産法人（農地法（昭和 27 年法律第 29 号）第 2 条第 3 項に規定する農業生産法

人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農業生産法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件)を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、

- ・同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、

- ・法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は

独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金法が利用権の設定を受け、又は農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定を行う場合
には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 農業生産法人以外の法人が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農業生産法人の組合員、社員または株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

① 諸塚村は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等

を受ける者（地方公共団体及び農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の運用について」（平成5年8月2日付け5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。）別記様式第4号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 諸塚村は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定時期

① 諸塚村は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。

② 諸塚村は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

③ 諸塚村は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（5）要請及び申出

① 諸塚村農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、諸塚村に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 諸塚村の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ 村の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地利用集積円滑化団体がその事業の実施区域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、別に定める様式により農用地

利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。

- ⑤ ②、③及び④に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 諸塚村は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 諸塚村は、(5)の②、③及び④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、諸塚村は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 諸塚村は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、

始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

- ⑤ ①に規定する者が農業生産法人以外の法人等である場合には、
- ・ 貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件、
 - ・ 賃借権又は使用貸借権の設定を受けた者は、毎年、当該農用地の利用状況を市町村の長に報告すること、
 - ・ 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者、原状回復の費用の負担者、原状回復がされないときの損害賠償の取り決め及び担保措置、貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取り決め、この外、撤退した場合の混乱を防止するための取り決め

⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（8）同意

諸塚村は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（7）の②に規定する土地ごとに（7）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を越えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

（9）公告

諸塚村は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（5）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（7）の①から⑥までに掲げる事項を諸塚村の掲示板への掲示により公告する。

なお、村は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の取消を行った場合は、その旨を公告する。

（10）公告の効果

諸塚村が（9）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

諸塚村は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消等

① 村長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農業生産法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 村は、次に掲げる事項にいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農業生産法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 村は、②の規定による取消をしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消に係る事項を村の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 村が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消に係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

2 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

(1) 諸塚村は、県下一円を区域として農地保有合理化事業を行う宮崎県農業振興公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 市町村、農業委員会、農協は、農地保有合理化法人が行う中間保有・再配分機能を活かした農地保有合理化事業を促進するため、農地保有合理化法人に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 村は、村の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一丸となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

(2) 村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び地域担い手育成総合支援協議会等は農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力をを行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

諸塚村は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を諸塚村に提出して、農用地利用規程について諸塚村の認定を受けることができる。

② 諸塚村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 諸塚村は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を諸塚村の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）を、又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 諸塚村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規定で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、

当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 諸塚村は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 諸塚村は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興局、農業委員会、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体、農地保有合理化法人(社団法人宮崎県農業振興公社)等の指導、助言を求めてきたときは、担い手協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的、重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

諸塚村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

諸塚村は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

諸塚村は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 村は、中山間地域等直接支払制度等を活用し、集落内の相互扶助活動の活性化を促すとともに農作業受託組織の育成を図る。

イ 村は、担い手への農地の面的な集積を加速させるため、国や県等の事業を活用し集落や産地単位での話し合い活動を通して農用地利用改善団体の育成を図り集落営農の組織化を図る。

ウ 村は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

村は、農業委員会、農林振興局、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される認定農業者等の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に認定農業者等の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体及び農地保有合理化法人は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、担い手協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、諸塚村は、このような協力の推進に配慮する。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

村の農業構造は土地基盤等の遅れもあり、高齢化・兼業化の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

また、こうした中で農地の資産的保有傾向が強く、農地の流動化はこれまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、今後、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

このため、生鮮基盤の整備や高性能の農業機械等を導入し中山間地域等直接支払制度を活用し農地の担い手への利用集積を促進する必要がある。

農地利用集積円滑化団体は、こうした地域の農地の利用状況や面的集積の課題等を的確に把握し解決できる者として、具体的には、

- ① 従来から認定農業者等の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っていること、
- ② 地域の農用地の利用状況、農用地の所有者（出し手）や認定農業者等（受け手）に関する情報に精通していること、
- ③ 農用地の出し手や受け手との情報交換、利用調整活動等に積極的に取り組む以降があること及び農用地の利用調整活動を行う体制が整っていること等の条件を満たす者とし、村一円を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体として日向農業協同組合を位置づけるとともに、農用地利用改善団体等による農地所有者代理事業への参画を推進する。

なお、事業実施地区が重複する農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合、他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との適切な連携が図られると認められるものであること。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

村における農地利用集積円滑化事業は、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）を対象として行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売り渡し、貸し付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
 - イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
 - ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項
- ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の買い入れ及び仮受けに関する事項
 - イ 農用地等の売り渡し及び貸し付けに関する事項
 - ウ 農用地等の管理に関する事項
 - エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
- ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施方法に関する事項
- ④ 事業実施地域に関する事項
- ⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携及び調整に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

当該事業により貸付等を行うことができる相手方（農業生産法人以外の法人等については貸付（賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）又は農作業の委託に限る。）は、地域の認定農業者等を優先する。

また、貸付等の相手方が農地保有合理化法人を通じた販売又は天体を希望している場合には、農地保有合理化法人を貸付等を行う相手方とすることができる。

(3) 農地所有者代理事業による委任・代理の考え方

① 当該事業を実施するに当たっては、農用地等の効率的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付等の相手方を指定しないこととする。

② 当該事業を実施する場合には、農用地等の貸付等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と農地利用集積円滑化団体が委任契約を締結することとする。なお、委任契約の締結にあたっては、当該事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲について、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に即して定めることとする。

③ 当該事業を行う農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な理由がなければ委任契約の締結を拒んではならないこととする。

(4) 農地売買等事業における農用地等の買い入れ、売り渡し等の価格設定の基準

① 農用地等の売買価格は、近傍類似の取引価格を参考に当該農用地等の生産条件等を勘案して定めることとする。

② 農用地等の借賃については、農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を参考に当該農用地等の生産条件等を勘案して定めることとする。

(5) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

① 村は、農地利用集積円滑化事業を円滑に実施するため、農地利用集積円滑化団体と位置づけた農業協同組合等と農業委員会、村が役割分担を明確にし、密接な連携による情報の共有化や業務の効率的な実施が図れるよう、これらの機関で構成する面的集積推進組織を設置する。

また、事業が効果的に展開できるよう担い手協農地部会の構成員との密接な連携を図るものとする。

② 面的集積推進組織の構成員は、以下の役割により事業を推進し、農業委員等とともに積極的に農地所有者及び利用者に働きかけ、担い手への農地の面的な利用集積を図るとともに、農用地利用改善団体の育成や活動の高度化を推進する。

ア 村

- a) 面的集積推進組織の業務の統轄
 - b) 国・県の支援事業を活用した事業推進
- イ 農業委員会
- a) あっせん事業等を活用した農地の受け手の確保
 - b) 権利設定期限が満了する農地の抽出・意向確認
 - c) 農地地図情報等を活用した農地の面的集積の推進
- ウ 農地利用集積円滑化団体（日向農業協同組合）
- a) 農地利用集積円滑化事業の実施
 - b) 農地利用集積円滑化事業の支援事業の実施

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成 18 年 8 月 31 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 22 年 3 月 30 日から施行する。

別紙1（第4の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号の2に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2 (第4の1(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする貸借権又は使用貸借による権限に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存時間)	②借賃の算定基準
<p>1 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適切な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適当と認められる一定の期間(以上を目標とする。)</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>なお、特定法人貸付事業による場合には、第6の3の(1)によるものとする。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実情を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘定して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比准して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について、算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 賃貸の金銭以外のもので定めようとする場合には、その賃貸はそれを金額に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>

③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る賃貸の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により、利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し、名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により、利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又は、その時における当該農用地の改良による増加額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者双方の申し出に基づき、諸塚村が設定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準
Ⅰの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比准して算定し、近傍に借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の3と同じ。</p>

③借賃の支払方法	④有益費の償還
Ⅰの③に同じ。	Ⅰの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃、報酬が確保されるようにするものとする。</p>

③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは、「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合は、受託者という。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者がその農地の代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引、その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比准して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は、所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>

③所有権の移転の時期
<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用
集積に関する目標設定根拠、平成19年の耕地面積推計表
(普通作物市町村別統計の田畑別耕地面積による)

(単位：h a)

調査年度	田畑計	田	畑	畑の内訳		
				普通畑	樹園地	牧草地
8	197	89	108	81	23	4
9	195	89	106	84	20	2
10	193	89	104	84	20	0
11	191	89	102	82	20	0
12	191	89	102	82	20	0
13	189	87	102	82	20	0
14	189	87	102	82	20	0
15	189	87	102	82	20	0
16	189	87	102	82	20	0
17	189	87	102	82	20	0
<p>耕地面積の状況については、過去10年間で8ha減少している。年平均0.8haの減少となっている。この割合で今後も減少すると想定すると5年後の平成23年には、耕地面積は、185haになると推計される。</p> <p>※田と畑の平均割合 46 : 54 ※普通畑と樹園地の平均割合 80 : 20</p>						
(推計)		(46%)	(54%)	(80%)	(20%)	(0%)
H23. 5. 1	185	85	100	80	20	0

効率的かつ安定的な農業経営類型の戸数及び耕地面積

営農類型番号	経営耕地面積	経営体目標数	経営面積
個人 1	150	10	1,500
2	60	10	600
3	79	10	790
4	70	10	700
5	80	10	800
6	50	10	500
7	50	10	500
8	30	15	450
計	—	60	5,840

諸塚村全域における「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア目標」は次のとおりとなる。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{(経営面積)} & \text{(平成23年の推計耕地面積)} & \text{(平成23年のシェア目標)} \\
 59 \text{ ha} \div & 185 \text{ ha} & = 0.3189 \\
 & & \approx 32\%
 \end{array}$$

農業所得及び労働時間の目標

1 目標設定の基本的考え方

- 目標とする農業所得及び労働時間は、本村の他産業並みの水準確保を基本とする。
- 目標設定では、家族経営をモデルとする。
- モデル経営の従事態様は、主たる従事者及び補助的従事者の2名とする。

2 目標とする農業所得及び労働時間

項目	主たる従事者 1人当たり	1 経営体当たり		
		主たる従事者	補助的家族従事者	計
年間農業所得	3,400千円	3,400千円	1,300千円	4,700千円
年間労働時間	1,900時間	1,900時間	1,900時間	3,800時間

※現行

年間農業所得	550万円	1 経営体当たり
年間労働時間	2,000時間	主たる従事者 1人当たり

3 目標とする農業所得の算定方法及び根拠

(1) 見直し案の算定方法 ※労働年数 = 20～59歳 = 40年

① 平均的な勤労者の生涯所得

$$\begin{array}{l}
 \text{(生涯賃金)} \qquad \qquad \qquad \text{(退職金)} \qquad \qquad \qquad \text{(生涯所得)} \\
 140,542千円 + 12,940千円 = 153,482千円
 \end{array}$$

② 主たる従事者 1人当たりの年間農業所得

$$\begin{array}{l}
 (153,482千円 \div 40年) \times 0.911 = 3,495千円 \\
 \cong 3,400千円
 \end{array}$$

※現行の農業所得の算出方法

諸塚村の平均的な勤労者の生涯所得 162,200千円
 (市町村における生涯所得と目標農業所得の水準より)

① 主たる従事者 1人当たりの年間農業所得

$$\begin{array}{l}
 \text{生涯所得} \quad \text{農業者年金} \\
 (162,200千円 - 17,000千円) \div 30年 = 4,773千円
 \end{array}$$

② 補助的家族従事者の所得

$$\begin{array}{l}
 \text{パート労働者の平均時給} \quad \text{年間労働時間} \\
 620円/時間 \quad \times \quad 2,000時間 = 1,240千円
 \end{array}$$

パート労働者の平均時給は県統計課「毎月労働統計調査」の製造業（食料品
 たばこ製造業）の平成5年8月9日の平均値

従って、効率的かつ安定的な農業経営における年間農業所得

4,773千円+1,240千円=6,013千円

(2) 積算根拠

①生涯賃金（主たる従事者1人当たり）

（単位：千円）

区 分 ↓年齢	決まって支給する 現金給与額			年間賞与その他 特別給与額			1年間給与総額 ⑦=③×12月 +⑥	5年間 給与総額
	男性①	女性②	平均③	男性④	女性⑤	平均⑥		
20～24	202.5	172.0	187.3	316.6	357.3	337.0	2,584	12,920
25～29	231.3	189.5	210.4	499.8	468.0	483.9	3,009	15,044
30～34	266.0	204.7	235.4	620.6	596.6	608.6	3,433	17,164
35～39	310.9	200.4	255.7	793.1	543.1	668.1	3,736	18,680
40～44	333.7	205.4	269.6	967.5	522.5	745.0	3,980	19,898
45～49	342.1	194.2	268.2	976.8	473.1	725.0	3,943	19,714
50～54	322.0	193.5	257.8	947.2	506.0	726.6	3,820	19,098
55～59	314.0	173.8	243.9	945.7	410.9	678.3	3,605	18,026
計								140,542

根拠資料：「平成15年賃金構造基本統計調査報告（厚生労働省）」

②退職金

（単位：千円）

区 分 ↓年齢	係 数		各世代別の5年間 の退職金 ①×(③÷②)	各世代の1年 間の退職金
	②各世代別の 相対的な係数	③各世代別 の増係数		
20～24	180	5	359	72
25～29	180	10	719	144
30～34	180	15	1,078	216
35～39	180	20	1,438	288
40～44	180	25	1,797	359
45～49	180	30	2,157	431
50～54	180	35	2,516	503
55～59	180	40	2,876	575
計		180	12,940	-

根拠資料：「平成15年度就労条件総合調査（厚生労働省）」

③諸塚村における所得水準

年度	人口1人当たりの市町村民所得		
	諸塚村	県平均	比 較
13	2,132千円	2,355千円	90.5
14	2,107千円	2,354千円	89.5
15	2,170千円	2,327千円	93.3
3年間平均	2,137千円	2,345千円	91.1

根拠資料：「宮崎県の市町村民所得（平成15年度確報）（県統計調査課）」

4 目標とする年間労働時間の算定方法及び根拠

(1) 見直し案の算定方法

区 分	年間総実労働時間 (h r)		
	賃金構造基本統計調査	毎月勤労統計調査	目 標
主たる従事者	2,031.6	1,884.0	1,900

※資料：○厚生労働省「平成16年度賃金構造基本統計調査報告」

○宮崎県統計調査課「平成16年度毎月勤労統計調査地方調査年報」

(事業所規模5人以上)

○「目標労働時間」は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

(平成18年3月宮崎県)」に準じる。

【参考資料】

(1) 平均的な1経営体当たりの農業所得

①主たる従事者1人当たりの年間農業所得 3,400千円

②補助的家族従事者の所得

$$\begin{array}{l} \text{パート労働者} \quad \text{年間労働時間} \quad \text{年間所得} \\ 725円 \quad \times \quad 1,900時間 \quad = \quad 1,377千円 \approx 1,300千円 \end{array}$$

※根拠資料：「諸塚村の臨時雇用賃金表(平成17年度)」

職 種	日 額	時 給
事 務 (経験 1年以上)	5,800円	725円
一般労務 (一般作業(女))	5,800円	725円

③1経営体当たりの農業所得 ①+②=4,700千円

(2) 農業者の段階別の目標(1経営体当たり)

農業者のパターン	項 目	主たる従事者	補助的家族従事者	計
新規就農者	年間農業所得	2,200千円	900千円	3,100千円
	年間労働時間	1,900時間	1,900時間	3,800時間
子育て期 (幼年期)	年間農業所得	3,400千円	1,000千円	4,400千円
	年間労働時間	1,900時間	1,400時間	3,300時間
子育て期 (進学期)	年間農業所得	4,000千円	1,400千円	5,400千円
	年間労働時間	1,900時間	1,900時間	3,800時間
経営が軌道 に乗った期	年間農業所得	3,400千円	3,400千円	6,800千円
	年間労働時間	1,900時間	1,900時間	3,800時間

参 考 资 料